

令和2年度 第1回草津市障害者施策推進審議会 会議録

■日時：

令和2年7月28日（火）13時30分～16時

■場所：

市民交流プラザ 大会議室

■出席委員：

栗田委員、松島委員、竹村委員、大谷委員、中島委員、川端委員、田村委員、岡委員、
浅野委員、齋藤委員、井尻委員、河地委員、福山委員、八幡委員

■欠席委員：

永見委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

黒橋次長（当日欠席）

■事務局：

健康福祉部	増田部長、永池副部長
障害福祉課	一浦課長、木野課長補佐、井口係長、菅野主査、野口主査
発達支援センター	小林所長、倉田所長補佐

■傍聴者：

なし

1 開会

【増田健康福祉部長】

健康福祉部長の増田でございます。本日は何かとお忙しい中、「草津市障害者施策推進審議会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、平素より本市の障害者施策の推進に御支援、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市では、「障害のある人もない人も誰もがいきいきと輝けるまち」を目指し、各種障害福祉施策に取り組んでいるところでございますが、それら施策の基本となります「第5期草津市障害福祉計画・第1期草津市障害児福祉計画」が今年度末で終了年度を迎えますことから、今年度はこちらに続く、「第6期草津市障害福祉計画・第2期草津市障害児福祉計画」の策定を予定しております。本日は、この次期計画を作成するに当たりまして、即すべき事項を定めた「基本指針」が国より示されたことから、この「基本指針」を踏まえ、事務局にて作成いたしました次期計画の素案について御審議をいただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

2 委員の紹介

＜草津市障害者施策推進審議会委員名簿＞

新型コロナウイルス感染症防止対策の観点より割愛。

3 草津市附属機関設置条例、運営規則および会議の位置づけについて

【事務局】

＜参考資料2に基づき説明＞

15名中14名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。

4 会長および副会長の選出

＜参考資料2＞

草津市附属機関運営規則第4条第3項に、「会長および副会長は、委員の互選によりこれを定める。」とあることから、出席委員に意見を諮ったところ、「事務局一任」とされたため、事務局案として、会長に栗田委員、副会長に松島委員を推薦したところ、各委員の賛同が得られたため、両委員の選出が決定された。

5 議事

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、会長が議事進行を行う。

(1) 草津市の障害福祉の動向について

【事務局】

＜資料1に基づき説明＞

【委員】

障害者医療費の助成や重度精神障害者医療費の助成障害者医療費の助成に関する助成額等が記載されていないので、記載してはどうか。

【事務局】

基本的には、障害者総合支援法等に載っているものを掲載しておりますが、貴重なご意見として頂戴しておきたいと思っております。

【委員】

4ページで、知的障害者の手帳取得が増加しているとのことですが、周知啓発等において取得を進めているから増加しているということですか。また、7ページで、10歳から19歳の療育手帳の取得率が多い理由は、就職活動に向けて手帳の利用ニーズが高まることが一因と書いてありますが、障害者雇用枠を求めているからということでしょうか。

【事務局】

手帳の取得については、関係機関において支援につなげているということで、市が手帳の取得を具体的に勧めるといったことはしておらず、相談支援事業所等を通じて、そのような周知が図られていると思っております。

(2) 第5期草津市障害福祉計画・第1期草津市障害児福祉計画の事業実績

【事務局】

＜資料2に基づいて説明＞

【委員】

資料2の32ページですが、医療的ケア児に対するコーディネーターの実績は0となっていますが、配置されていないということで良いのでしょうか。医療的ケア児の相談については、専門的な言葉等も使われるので、医療的ケア児に対するコーディネーターが配置されると保護者としても安心できるので、是非強化をしていただきたい。

【事務局】

医療的ケア児に対するコーディネーターの資格要件として、滋賀県が実施する研修会に参加する必要があります。そのため、発達支援センターに配置している相談員が研修会に参加しようとしたのですが、定員の関係で研修会に参加が出来ませんでした。今年度に関しても、引き続き、相談員の配置を行い、医療的ケア児コーディネーターについても研修会に参加し、配置するよう努めていきたいと考えています。

【委員】

資料2の21ページの住居入居等支援事業ですが、計画値も0なのですが、この事業は行わないということでしょうか。知り合いで住居探しの支援を受けたいという人がいたので。

【事務局】

把握しているところで、近年要望聞いてないというところで、0とさせていただいているところです。また、地域生活支援事業のメニューとして、上がっている関係で記載しているのですが、今後、この事業について記載を継続すべきかどうかも踏まえ、後にご説明いたします資料4で検討していただければと思っているところです。そういった要望があれば、市に相談いただくようにお伝えください。

(3) 第6期草津市障害福祉計画・第2期草津市障害福祉計画の策定方針について

【事務局】

<資料3に基づき説明>

【委員】

草津市の障害者の年齢を見ても高齢化になってきています。移動手段一つにおいても、高齢のために免許を返上したことから、出掛けるようなこともなくなり、社会から孤立している現状を見ているので、何らかの形で、協議いただけたらと思います。

また、他市町で障害のある子供を土日等に半日以上預かってもらえるサービスがあると聞いています。草津市についても、考えて頂ければ有難いと思います。

【事務局】

高齢化が進む中で、孤立化が問題視されて移動手段がなくなっているというところでも、非常に耳の痛い話だと思います。高齢化という現状も踏まえ、孤立化防止対策事業の今後の訪問の対象者として考える等、議論を深められればと思います。

【委員】

今、あったお話と、現在実施している孤立化防止対策事業とは少し違うように受け止めたのですが。

【事務局】

現在の孤立化防止対策事業は障害者とその家族を対象にやっておりますが、今お話のあったように、孤立化という観点では同じであるように思うので、その辺も踏まえて今後検討できたらと思います。

(4) 第6期草津市障害福祉計画・第2期草津市障害児福祉計画案について

【事務局】

<資料4に基づいて説明>

【委員】

様々な事業を行っている中で、社会環境が変わったら迅速に対応するという文言があっても良いと感じます。例えば、日常生活用具の一つに視覚障害者を対象とした音声式体温計というものがあるのですが、対象者は単身者のみで、家族や同居者がいると対象外となる。例として、同居の家族がおり、旦那さんは朝の7時には出勤、子供は学校へ通学するとなると、日中は1人であって単身者と変わらない。新型コロナウイルス感染症が流行して、社会環境が大きく変わっている中で、体温を測って自分の健康を保持しなければいけない状態でも、単身者でなければ音声式体温計の支給対象者とはならない。他府県では、社会環境が変わったから支給するところもあるので、社会環境が大きく変わったら、どうするというような文言があっても良いと思いますが、どうでしょうか。

【事務局】

現計画においては、社会環境に応じて迅速に対応するという文言がないように思いますので、他市町や滋賀県の状況も確認しつつ、委員の皆様からのご意見をいただきながら、どのように反映すれば良いのか等を検討していきたいと思います。

【委員】

15ページ、相談支援事業所の体制強化の部分で、市内相談支援事業所数ではなく、相談員1人あたりの利用者数を記載してはどうですか。草津市内には相談員がこれだけいて、1人の相談員に対して利用者が何人いるということが分かったほうが、利用者としての安心材料となるのでは。

【事務局】

相談員1人ずつ、経験数も違うので、平均値であれば出せると思いますが、どのような形が良いのかまた検討させていただきたいと思います。

【委員】

相談支援事業所の増加や基幹相談支援センターの設置等も目標として掲げていただいておりますが、相談支援業務を充実させることが、今後障害のある子供ないし大人の方が、地域で豊かに生活できるということに繋がると思うので、本当に一番大きなことかなと思っています。その中で、先ほどの話にあったように、相談員数や相談員1人あたりの利用者数等を踏まえて、計画を出していただけるとありがたいと思っています。

【事務局】

草津市内、近隣他市及び全国的にも、相談支援体制はどこも逼迫している状況と聞きますので、草津市としてどのような形が良いのかということについて今後、検討していきたいと思っております。

【委員】

医療的ケア児に対するコーディネーターの配置はありますが、大人に対するコーディネーターの配置は計画にはないということでしょうか。

【事務局】

児童福祉法に関する方面からのため、発達支援センターでは医療的ケア児を対象にしていますが、医療的ケア児に対するコーディネーターを養成する研修会では草津市内の大人の方を対象にしている事業所の参加もあり、協議の場では、対象の方は子供以外の方もいるので、そこに対し今後どうするか考える必要があるのではないかという意見もありますので、今後連携をとりながら、大人の方も対象にしていけたらと思っています。しかし、現計画の対象は医療的ケア児となっておりますので、相談体制の中で、大人にも広げていきたいと考えておりますので、またご意見等、聞かせていただけたらと思います。

【会長】

すぐにどうするというわけではありませんが、協議事項以外等でも他に何かございましたら。

【委員】

草津駅前色んな方が集まりやすい庁舎として新しい合同庁舎が出来ると聞いていますが、障害者福祉センターの相談業務機能をそちらに移動させてはどうかと思います。そのようなことも市民サービスに繋がるのではないかと思いますので。

【会長】

先程の説明にもありましたが、障害者福祉施策は草津市総合計画や健康都市計画と相互に関係性がありますので、関連する部署に伝えてもらえたらと思います。

【委員】

障害者相談支援事業で相談件数の計画値が 30,000 件を超えているのですが、私が以前、精神障害者相談員をしていたときには、1件も電話がかかってこなかったのが、何の数字だろうと少し疑問に思いました。また、まめバスの利用も少ないと聞いているので、後期高齢者や障害者手帳を持っている人は無料にしてはどうかと思います。

【事務局】

計画に反映できるか、また、どこまで反映できるかというところは何とも言えないところですが、まめバスについては、関連部署にお話してもらいたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

【会長】

他に質問等はございますか？なければ、私から一点だけ宜しいでしょうか。計画は、国の基本指針や県の指針がある中、またそれらに基づく計画の中で、沿っていかねばならないところもあり、かつ市独自の部分もあるという制約の中で、ご意見を出すのは難しいところではありますが、全体的に国や県、法律との関連性は書いてあるのですが、最初に説明のあった草津市総合計画や健康都市計画の関連性があまり出ていないので、例えば、草津市の健康都市計画のポイントはこういうものがあって、今回策定する計画のここに関連しているということを、少しご説明いただくと、草津市独自としての重きがどこにあるかということが委員の皆さんにも分かりやすいかと思いました。それでは、本日の議題は終わりたいと思います。ありがとうございました。

【事務局】

予定しておりました議事について、すべて審議を賜りまして、本当にありがとうございました。

本日いただきました各委員様のご意見を踏まえまして、各計画書案の作成に取り組んで参りたいと考えております。貴重なご意見を本当にありがとうございました。以上で審議会を終了させていただきます。本日はお疲れ様でした。